

エアークッション遊具（ひよこふわふわ・メロンふわふわ）貸出基準

1 貸し出しの範囲

- (1) 地域コミュニティ活動又は、それに類する行事に使用するものであること。
 - (2) 袋井市のPRのために使用するなど、特に必要と認められる場合。
(営利目的との区別のため、原則、市の課長名での申し込みとします。関係団体等が申し込みをする場合は、申込書に市の担当所属の記載をしてください。)
- ※ 営利目的でないこと。
- ※ 原則、個人への貸し出しはしません。

2 申し込み

- (1) 借用を希望する日の3ヶ月前の開庁日から協働まちづくり課にて受け付けします。
 - (2) 借用希望日が重複する場合は、申し込み先着団体を優先します。
- ※ (様式)エアークッション借用申込書を御利用ください。

3 借用料金

無料とします。

4 借用団体の遵守事項

- (1) 別紙「エアークッション遊具運営マニュアル・注意事項」を熟読し、遊具設置中は常に監視員を付け、適切で安全に使用してください。
- (2) 不慮の事故に備えて、イベント保険等に参加してください。
- (3) 遊具借用中に事故が発生した場合には、借用団体において責任ある対応をしてください。
- (4) 事故が発生した場合、返却時チェック表とともに経緯等を記載した報告書を添付してください。
- (5) 借用中は、盗難及び火災等の防止に努めてください。
- (6) やむを得ない理由により破損等が生じた場合は、協働まちづくり課に報告してください。修理等は、原則、借用団体に行っていただきます。

5 機材使用の制限

形質・造作を加えて使用しないでください。

6 連絡先

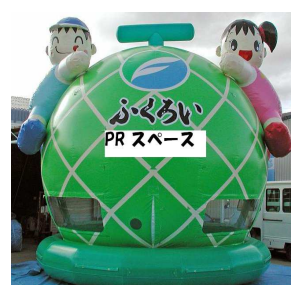
袋井市役所 協働まちづくり課 コミュニティ推進室

電話 0538-44-3107

メール shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp



ひよこ



メロン

※原則、一団体、一イベント、一台の貸し出しですが他の利用者がいなければ2台貸し出しもできます。

借用申込書はそれぞれ提出してください。

※使用条件、収容人数等は、2台とも同じです。